

表示制度とは

背景と概要

平成24年5月に発生しました、広島県福山市の**ホテル火災**を受けて、火災被害の拡大を防止する対策の一環として、ホテル・旅館等の**適マーク**制度が始まりました。

平成26年4月1日

消防法令や建築基準法令に定められた、防火、防災上の一定の基準に適合しているホテル、旅館(一定規模以上)であれば、消防機関が交付する適マークを掲示することができます。

制度の対象建物

ホテル・旅館の内、次の規模のもの

収容人員が **30人** 以上

地階を除く階数が**3** 以上

審査基準

消防法令の基準(防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設)及び現行の**建築基準法令**の基準(構造、防火区画、階段、避難施設等)に適合していること。



マークの申請 交付

このマークの交付を希望する ホテル・旅館の関係者のかたは

表示マーク交付(更新)申請書に

下記書類の最新のを添付して、所轄消防署に提出してください。

添付書類

- 1 防火対象物定期点検報告書
- 2 消防用設備等点検結果報告書
- 3 特殊建築物等定期調査報告書
- 4 防災管理点検結果報告書 点検義務のある対象物のみ
- 5 製造所等定期点検記録票 点検義務のある対象物のみ

表示マーク交付(更新)申請書 ➡

参考リーフレット ➡



マークの種類

銀マーク



初回に基準に適合していると認められた場合に「交付されます」。
有効期間 1年

金マーク



3年間継続して基準に適合していると、認められた場合に「交付されます」。
有効期間 3年

